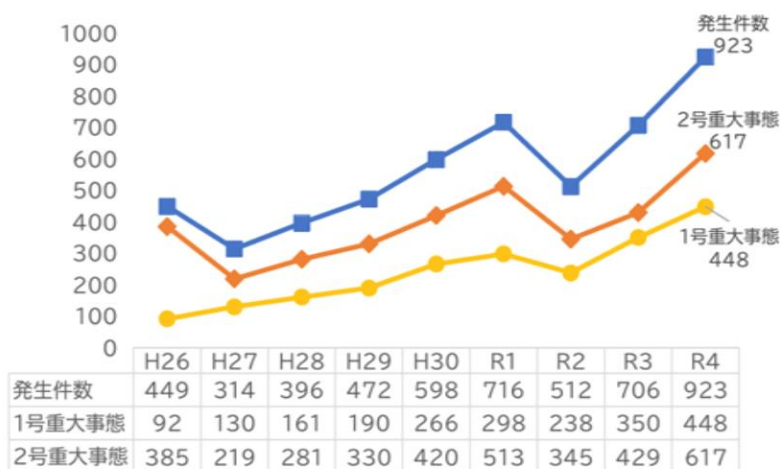


いじめの重大事態について

- 重大事態の発生件数は、923件(前年度706件)。うち、法第28条第1項第1号に規定するものは448件(前年度350件)、同項第2号に規定するものは617件(前年度429件)である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



- ※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものと規定されており、当該調査を行った件数を把握したものを。
- ※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	363	337	141	3	844
重大事態発生件数(件)	390	374	156	3	923
うち、第1号	162	187	96	3	448
生命	25	36	15	0	76
身体	33	38	14	1	86
精神	84	104	57	2	247
金品等	20	9	10	0	39
うち、第2号	279	247	91	0	617

- ※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

出典：令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

(重大事態)

- いじめの重大事態の発生件数は1,306件(前年度919件)であり、前年度から387件(42.1%)増加し、過去最多となった。増加の背景として、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことによる重大事態の積極的な認定や保護者の意向を尊重した対応がなされるようになった一方、学校としていじめの兆候を見逃してしまうなどの早期発見・早期対応への課題や個々の教員が一人で抱え込んでしまうなどの組織的な対応への課題があったことなどが考えられる。なお、重大事態のうち、490件(37.5%) (前年度356件(38.7%))は、重大事態として把握する以前にはいじめとして認知されていなかった。

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

いじめ問題対策委員会と事務局の体制について

令和5年には1306件に。
前年比の増加率は42.1%。

1

現在の年間2件というのは何を根拠にして算出した件数か？

2

もしも3～4件程度になると予想される場合には人員配置はどのように変わるか？

3

事務局の人員については？児童生徒保護者や遺族に十分に寄り添うことが可能な人員配置が必要では。現状と、今後3～4件の発生となった際にはどのような配置になると考えられるか？

重大事態調査と教育委員会の責任について 判例では職務上の義務と認められている

令和3年12月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成30年(ワ)第1465号 損害賠償請求事件
口頭弁論終結日 令和3年9月1日

判 決
主 文

- 1 被告は、原告に対し、55万円及びこれに対する平成30年7月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その9は原告の負担とし、その余は被告の負

適切にいじめ重大事態調査の調査をすること

また重大事態にあたっての保護者や
児童生徒への説明や意見聴取

重大事態調査の進行中のガイドラインに則った対応

これらを適切に行う責任は、
教育委員会にもあるのか？
町田市の認識は

3 争点2 (市教委の行為の違法性の有無) について

(1) 原告は、市教委が原告について重大事態の調査を行わなかったことを職務上の義務に違反し違法であると主張する。

「川口市いじめの防止等の基本的な方針」は、重大事態の発生が認められるときは、市教委において、当該学校が重大事態の発生を認めないときでも、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たるものと定めている(甲2・12頁)。そして、市教委は、遅くとも同年10月24日までに、原告母からの連絡や本件中学校の教諭らの報告等により、本件中学校の教諭らの認識する事実を概ね知らされていた(認定事実(2)ト)。したがって、市教委は、重大事態の発生を認知すべきであったにもかかわらず、重大事態としての調査を怠り、また、同調査の必要について本件中学校の教諭らに対する指導を行わなかった(同ト)のであるから、職務上の義務に違反したものと認められる。これに対し、被告は、市教委が、本件中学校の教諭らから聴取し

る事実)

児童生徒保護者、遺族への調査経過の説明とは具体的に何を説明するのか

6 28条調査を行うにあたり、経過や結果について遺族へ報告すること
ガイドラインは、28条調査を行うにあたり、遺族へ寄り添うこととし、その一環として、調査主体（委員）、調査日時や内容の事前・事後の報告、必要に応じた説明を求めており、当該報告等は、遺族との信頼関係を築くうえで、基本と考えるので、今後同様の調査が行われる場合には、留意されたい。

2024年2月21日町田市いじめ問題調査委員会（30条調査）
再調査報告書より抜粋

2021年11月22日付
諮問への
「報告書」の概要

経過や結果についての遺族への報告に関して、
“遺族との信頼関係を築くうえで、基本と考えるので、今後同様の調査が行われる場合には、留意されたい。”
と記載がある。

また、
報告書の概要版には、
五、同種の事態の再発防止のために町田市及び市教委が執るべき措置の検討

3、〈重大事態〉への対応
でも（5）調査経過・結果の説明とその仕方について
と記載があり、調査経過の説明については望ましいあり方を具体的に議論しておく必要がある。

3、〈重大事態〉への対応

- (1) ガイドラインに沿った対応を心がける
- (2) 遺族から自死といじめの関係が指摘された場合は、28条調査とすべき
- (3) 調査主体の公平性の確保
- (4) 遺族への配慮
- (5) 調査経過・結果の説明とその仕方について
- (6) 調査開始にあたっての協議、確認等

経過報告に関する市と国の方針

市のいじめ基本方針

〔対応の流れ〕

ア 被害児童・生徒、保護者等に対する調査方針の説明など

- 調査の目的・目標
- 調査主体（組織の構成員、人選）
- 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- 調査事項（いじめの事実関係、学校の対応等）
- 調査対象（聞き取り等をする児童・生徒、教職員の範囲）
- 調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順）
- 調査結果の提供（被害者側、加害者側に提供等）

「いじめがなかった」
などと断定的に説明し
ないこと。

イ 調査の実施

- ① 文書情報の整理（心のアンケート、教員の記録等）
 - ② アンケート調査
 - ③ 聞き取り調査
 - ④ 情報の整理 ※
 - ⑤ 再発防止等の検討
 - ⑥ 報告書のとりまとめ
（概要、対応経過及び内容、関係者から聞き取った内容（関係児童、教員）、学校の所見、再発防止のための取組等）
- ※④は、①～③を時系列にまとめるなど整理し、情報の分析・評価を行う。

被害児童・生徒やいじめに関する
情報を提供してくれた児童・生徒
を守ることを最優先とする。

（6）調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告

- 重大事態調査は、時として1年以上の調査期間を要する場合もある。この間、対象児童生徒・保護者は調査の進捗状況に高い関心をもっており、こうした要望に応えることは調査主体の重要な役割であり、適切に経過報告を行うことが求められる。丁寧に連絡を取り合うことによつて調査が滞っていないという安心感を与えることができ、対象児童生徒・保護者への不安感、不信感の軽減につながる。
- 調査中は、事実関係や再発防止策等が変化するものであり、調査実施中に説明できる範囲は限られるが、調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明することが想定される。
- 調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、経過報告の中で説明を行う。
- また、聞き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認をとることも考えられる。

- 第三者委員会で調査を行っている場合は、経過報告を第三者委員会の調査委員が説明すると、調査に係る意見や要望を調査委員に伝える機会となり、公平性・中立性が確保できない可能性があるだけでなく、適切な検証に影響を与える可能性が出てくる。よつて、基本的には、調査主体の者が説明を行うことが考えられる。
- 経過報告の中で要望等がある場合には、調査主体が橋渡し役となり、調査組織の構成員に伝達することが考えられる。関係者との摩擦が生じている場合は、別途適切な者を検討することが必要である。

経過報告

開催回数	日付	開催時間	開催場所	会議内容
1	2024年1月1日	13:00～15:00	市役所	遺族への説明
2	2024年2月2日	14:00～15:00	学校	学校関係者聞き取り、協議
3	2024年3月5日	13:00～15:01	市役所	関係者（生徒）聞き取り
4	2024年4月6日	14:00～15:01	学校	関係者（保護者及び生徒）聞き取り
5	2024年5月8日	13:00～15:02	市役所	遺族への説明
6	2024年6月9日	14:00～15:02	学校	学校関係者聞き取り、協議
7	2024年7月11日	13:00～15:03	市役所	関係者（生徒）聞き取り
8	2024年8月12日	14:00～15:03	学校	関係者（保護者及び生徒）聞き取り
9	2024年9月13日	13:00～15:04	市役所	遺族への説明
10	2024年10月15日	14:00～15:04	学校	学校関係者聞き取り、協議
11	2024年11月16日	13:00～15:05	市役所	関係者（生徒）聞き取り
12	2024年12月18日	14:00～15:05	学校	関係者（保護者及び生徒）聞き取り
13	2025年1月19日	13:00～15:06	市役所	遺族への説明

経過報告とはどうあるべきか？

経過報告

開催回数	日付	開催時間	開催場所	会議内容	取り扱った調査事項
1	2024年1月1日	13:00～15:00	市役所	遺族への説明	今後のスケジュールや調査事項の確認、意見聴取
2	2024年2月2日	14:00～15:00	学校	学校関係者聞き取り、協議	調査事項1
3	2024年3月5日	13:00～15:01	市役所	関係者（生徒）聞き取り	調査事項1及び2
4	2024年4月6日	14:00～15:01	学校	関係者（保護者及び生徒）聞き取り	調査事項1及び2
5	2024年5月8日	13:00～15:02	市役所	遺族への説明	
6	2024年6月9日	14:00～15:02	学校	学校関係者聞き取り、協議	調査事項3及び4
7	2024年7月11日	13:00～15:03	市役所	関係者（生徒）聞き取り	調査事項3及び4
8	2024年8月12日	14:00～15:03	学校	関係者（保護者及び生徒）聞き取り	調査事3及び4
9	2024年9月13日	13:00～15:04	市役所	遺族への説明	
10	2024年10月15日	14:00～15:04	学校	協議	調査事項1～4
11	2024年11月16日	13:00～15:05	市役所	協議	調査事項1～5
12	2024年12月18日	14:00～15:05	学校	協議	調査事項1～6
13	2025年1月19日	13:00～15:06	市役所	遺族への説明	

調査開始にあたって重要な説明事項の確認

国ガイドライン

公平性・中立性が確保された組織であることを説明する。必要に応じて、職能団体からも、当該人物の専門性等の推薦理由を提出してもらうことも考えられる。

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

- ・ 対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて 目途を示す。
- ・ 実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることも伝える。
- ・ そのため、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め対象児童生徒・保護者に対して説明する。

※経過報告に係る詳細な記載は、第8章第2節（6）を参照

④ 調査事項・調査対象

- ・ 重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて、対象児童生徒・保護者に対して説明する。
- ・ なお、調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことも説明する。
- ・ また、調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会 が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行う。
- ・ 調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明し、必要に応じて協力を求める。

⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）

- ・ 重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を、 対象児童生徒・保護者に対して説明する。
- ・ その際、事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明を行う。

スケジュールはどのようにして提示する？
口頭説明なのか、書面なのか、どのくらいの内容なのか。

調査事項の説明、これらは口頭か書面か。
口頭であれば、その後再度調査事項を確認したいという希望があれば適宜そのタイミングで説明してもらえるのか。

児童生徒保護者から、新たに調査事項とすべき内容について情報提供があり、調査事項として追加される場合にも進捗報告の中で説明があると考えて良いか。

ガイドラインの通りに適切に対応するために

チェックリストの使用

チェックリストの内容を児童生徒保護者、遺族へ説明するのは誰の役割か。

対応の確認

重大事態の際のいじめ防止基本方針やガイドラインに則った対応について、チェックリストの履行状況を部内で確認はするのか。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

チェックポイント	チェック
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	<input type="checkbox"/>
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>